

事務連絡
令和5年2月8日

各

都道府県
指定都市
中核市

 障害保健福祉担当課 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
障害児・発達障害者支援室障害児支援係

こどもの安心・安全対策支援事業の所要額調書の提出について

障害保健福祉行政の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和4年度第二次補正予算で成立したこどもの安心・安全対策支援事業（障害者総合支援事業費補助金）の所要額を把握したいため、以下のとおり所要額調書の提出をお願いいたします。

所要額調書をとりとまとめた後、本補助金の交付額の内示を行い、交付決定の手続きを行います。今回の所要額調書に基づく内示を行わない都道府県、指定都市及び中核市については、本補助金の交付は行わないため、本補助事業への申請をされる場合、必ず所要額調書の提出をお願いします。

なお、交付決定後に各自治体において不用が生じることを避ける趣旨から、所要額の算定に当たっては、令和4年度内の事業の実施見込みについて精査を行った上で算定いただくようお願いいたします。

また、この予算は繰越明許費として計上しています。そのため、今回の協議の結果、予算残額が生じた場合は、当省において翌年度に繰り越した上で、改めて協議することを予定しています。

※今回協議いただく事業は、令和4年度第二次補正予算により実施する事業に限ります。予算残額が生じ繰り越した場合を除き、次年度以降、同様の予算措置は行いませんので、ご承知おきください。

記

1 所要額の算定方法

所要見込額の算定に当たっては、別添「こどもの安心・安全対策支援事業実施要綱(案)」を踏まえ、下記の交付対象経費を算定いただきますようお願いいたします。

2 事業の内容

子どもの安全対策を講じるため、次に掲げる①～③の事業を実施する際、備品購入等の費用に係る補助を行う。

①送迎用バスの改修支援事業

送迎用バスに、子どもの置き去り事故の防止に役立つ安全装置の設置等を行うこと。

②ICTを活用した子どもの見守り支援事業

ICTを活用した子どもの見守りサービス等の安全対策に資する機器等を導入すること。

③登降園管理システム支援事業

適切な登降園管理を行うための登降園管理システムを導入すること。

3 交付対象経費

①～③の事業の実施に必要な装置・機器の購入費（装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む）、リース料、導入費用

4 実施主体 都道府県、指定都市及び中核市

5 国庫補助率 ①の事業：定額

②の事業：3／5

③の事業：3／5

※間接補助の場合、②及び③の事業は1／5の事業者負担が発生します。

6 予算額

本事業は、予算額の範囲内での補助であり、令和4年度第二次補正予算額は33億円となり、1事業所の国庫補助の基準額は、

① の事業：175千円以内（1台当たり）

② の事業：200千円以内

③ の事業：端末購入を行わない場合、200千円以内
端末購入を行う場合、700千円以内

7 提出書類

別紙「こどもの安心・安全対策支援事業所要額調書」に、別添「こどもの安心安全対策支援事業実施要綱（案）」を踏まえ、実施する事業内容及び所要額を記入の上、以下の担当宛てに電子メールで提出をしてください。

なお、交付要綱（案）については現在策定中となります。

※ 提出に当たってのメールの件名は以下のとおりお願いします。

【●●県・市（都道府県・指定都市・中核市名）】こどもの安心・安全対策支援事業所要額調書について

7 提出期限

令和5年2月22日（水）正午 厳守

※上記期限までに所要額調書の提出が無かった自治体においては、原則として本事業の補助対象としないので十分に注意してください。

8 提出先（メールにて回答をお願いいたします。）

障害福祉課 障害児・発達障害者支援室 障害児支援係

TEL 03-5253-1111（内線3102、3037）

E-mail shougaijishien@mhlw.go.jp